

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 9 号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 3 の 5 の項を同表の 6 の項とし、同表の 4 の項の次に次のように加える。

5 指定給水装置工事事業者更 新手数料	1 件につき 7 , 0 0 0 円
------------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。